定　　款

株式会社 LTV-X

第１章　　総　則

（商　号）

第１条　当会社は株式会社LTV-Xと称し、英文ではLTV-X Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

（１）通信販売支援事業

（２）広告代理事業

（３）コンピューターソフトの開発及び販売

（４）情報収集及び情報提供業務

（５）各種セミナーの企画立案と運営

（６）顧客管理、商品開発、マーケティング戦略等に関するコンサルティング業務

（７）前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関の設置）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、8,468,000株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 10 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）
第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 13 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）
第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）
第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）
第 17 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 18 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、５名以内とする。
２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）
第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役１名を選定する。

２．取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への業務執行の決定の委任）
第 25 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）
第 26 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会議事録）
第 27 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

（取締役の報酬等）
第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第 30 条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 31 条　監査等委員会の招集通知は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 32 条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第 33 条　監査等委員会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（監査等委員会議事録）

第 34 条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 35 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 36 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 37 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第７章　　計　算

（事業年度）

第 38 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 39 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 40 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第 41 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第８章　　附　則

（定款に定めのない事項）

第 42 条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第 43 条　第 14 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 28 条の定めるところによる。

（電子提供措置等の効力発生日）

第 44 条　第 14 条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生日後にこれを削除する。

定款制定・改定

2010年９月１日	平成22年９月１日	制定
2012年５月31日	平成24年５月31日	一部改定
2013年６月７日	平成25年６月７日	一部改定
2015年12月21日	平成27年12月21日	一部改定
2016年９月２日	平成28年９月２日	一部改定
2019年６月28日	令和元年６月28日	一部改定
2020年６月30日	令和２年６月30日	一部改定
2021年６月30日	令和３年６月30日	一部改定
2021年10月１日	令和３年10月１日	一部削除
2023年６月30日	令和５年６月30日	一部改定
2024年６月28日	令和６年６月28日	一部改定
2026年６月29日	令和８年６月29日	一部改定

以上は、現行の株式会社ＬＴＶ－Ｘの定款に相違ない

東京都港区芝五丁目１３番１８号
株式会社ＬＴＶ－Ｘ
代表取締役　野口学夫